

## みやき町ホームページ有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この基準は、みやき町有料広告掲載要綱第4条(以下「要綱」という。)に基づき、みやき町(以下「町」という。)が、インターネット上に公開しているホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告掲載の位置、枠数及び種類は、次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページ(以下「トップページ」という。)とする。
- (2) 広告の枠数は、申込み数に応じ町が適宜変更できるものとする。
- (3) 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 小サイズの大きさを縦45ピクセル×横160ピクセル、大サイズの大きさを縦104ピクセル×横160ピクセルとする。
- (2) 形式はJPEG・GIF・PNG(アニメーション、透過性、画像が動くもの等は不可)
- (3) データ容量 10KB以下

2 広告は、次の各号に掲げるものによる表現を制限する。

- (1) アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの
- (2) 反転表示又は画面の切替わりがあるもの
- (3) テキストボックスが表示されているもの
- (4) プルダウンメニューが表示されているもの
- (5) 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン又はラジオボタンを使用するもの
- (6) 町に関する情報と錯誤するおそれのあるもの。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと町長が認めるもの。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、同一年度内の1箇月単位で、当該広告を掲載する月の第1開庁日から最終日までとし、最大12箇月を限度とする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、小サイズ1枠あたり月額5,000円、大サイズ1枠あたり月額10,000円とする。

(消費税及び地方消費税を含む。)

(広告掲載の募集)

第6条 広告の募集は、町ホームページ又は町広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、みやき町ホームページ有料広告掲載申込書(様式第1号)に、業種・資格または広告内容の健全性が確認できる書類及び広告の原稿を添付して、掲載を希望する月の1箇月前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、速やかに広告掲載の適否を決定し、みやき町ホームページ有料広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

3 広告掲載位置の順位は、受付順とする。ただし、町内に事業所等を有するものを優先する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告原稿(広告掲載が決定した原稿をいう。以下「バナー」という。)を、広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに第3条に規定する規格で電子媒体により提出するものとする。

(広告原稿の修正)

第9条 町は、前条の規定により提出されたバナーの内容が第3条の規定に反すると認めるときは、広告主に対してバナーの修正を求めることができる。

2 前項の規定によるバナーの修正に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、原則として広告の掲載を開始する15日前までに、広告掲載料の全額を納付しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(広告の変更)

第11条 広告の掲載期間が複数月のときは、当該広告を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとするときは、あらかじめ町に協議するものとし、第8条の規定に準じてバナーを提出するものとする。

3 町は、前項の規定により提出された広告原稿に対し、第9条第1項の規定に準じて修正を求めることができる。

4 第2項に規定する広告原稿の作成及び前項の規定による広告原稿の修正に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告原稿及びリンク先の変更)

第12条 広告主は、広告の原稿及び広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して15日前までに、みやき町ホームページ有料広告原稿変更届出書(様式第3号)により、町に届け出るものとする。

(広告主の決定の取消し)

第13条 町長は、次の場合に広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき。

(4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。

(5) 有料広告募集に関する要綱、基準、要領に違反したとき。

(6) その他広告主が法令に違反した場合等で、広告を掲載することにより町ホームページの運営に支障があると認められるとき。

2 町は、前項の規定により、広告主の決定を取り消したときは、みやき町ホームページ有料広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により、当該広告主に通知するものとする。

3 町は、第1項の規定により、広告主の決定を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付しているときは、広告の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、みやき町ホームページ有料広告掲載取下げ届出書(様式第5号)により町に申し出なければならない。

3 町は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとする。

4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第15条 町は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、第5条の規定による広告掲載料について、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1箇月中で3日以内のときは、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、町のホームページの運営を一時停止した場合は、その広告料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が3日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災その他の非常事態が発生した場合

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第17条 この基準に定めのない事項について疑義が生じたときは、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この基準に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成24年10月1日告示第97号)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年10月1日告示第99号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

## みやき町ホームページ有料広告掲載申込書

令和 年 月 日

みやき町長 様

住所（所在地） \_\_\_\_\_

法人名（名称） \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

申込責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先（TEL） \_\_\_\_\_

（FAX） \_\_\_\_\_

（E-mail） \_\_\_\_\_

みやき町ホームページ有料広告掲載要領第7条第1項の規定により、バナーを添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては、みやき町有料広告掲載要綱及びみやき町有料広告掲載基準、みやき町ホームページ有料広告掲載要領の規定に違反しないことを誓約します。

### 記

1. サイズ 小（縦45ピクセル×横160ピクセル）/月額5,000円  
大（縦104ピクセル×横160ピクセル）/月額10,000円

2. 掲載希望期間 年 月 ～ 年 月 （ ヶ月間）

3. リンク先のホームページアドレス

http:// \_\_\_\_\_

4. バナー（添付媒体のとおり）

様

みやき町長

印

## みやき町ホームページ有料広告掲載可否決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みいただきました、みやき町ホームページへの有料広告掲載について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

## 記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)	
サイズ	<input type="checkbox"/> 小 (縦45ピクセル×横160ピクセル) /月額5,000円 <input type="checkbox"/> 大 (縦104ピクセル×横160ピクセル) /月額10,000円	
掲載期間	年 月 ~ 年 月 ( 箇月間)	
リンク先のホームページアドレス	http://	
広告掲載料	金額	金 _____ 円
	納付期限	年 月 日
バナー提出期限	年 月 日	
備考		

広告原稿の変更を希望される場合は、広告掲載月の15日前までに、広告原稿を担当課まで提出して下さい。

ただし、提出された広告原稿の内容に、広告掲載にふさわしくない表現等があった場合は、修正を依頼する場合がありますのでご了承下さい。

みやき町ホームページ有料広告原稿変更届出書

令和 年 月 日

みやき町長 様

住所（所在地） \_\_\_\_\_  
法人名（名称） \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
申込責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先（TEL） \_\_\_\_\_  
（FAX） \_\_\_\_\_  
（E-mail） \_\_\_\_\_

みやき町ホームページ有料広告掲載要領第12条の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

< 1または2の該当する方に○を記載してください。 >

1. 広告原稿の変更 （広告原稿変更開始期日 年 月 日）  
別添バナー（添付媒体）のとおり

2. 広告リンク先の変更（リンク先変更開始期日 年 月 日）

①変更前のリンク先ホームページアドレス

http:// \_\_\_\_\_

②変更後のリンク先ホームページアドレス

http:// \_\_\_\_\_

様式第4号（第13条関係）

令和 年 月 日

様

みやき町長 印

## みやき町ホームページ有料広告掲載決定取消通知書

令和 年 月 日付けで通知したみやき町ホームページへの有料広告掲載可決定について、下記の理由により取消すこととしましたので通知します。

### 記

1. 決定通知の内容
2. 取消しの理由
3. その他

様式第5号（第14条関係）

## みやき町ホームページ有料広告掲載取下げ届出書

令和 年 月 日

みやき町長 様

住所（所在地） \_\_\_\_\_  
法人名（名称） \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
申込責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先（TEL） \_\_\_\_\_  
                  (FAX) \_\_\_\_\_  
                  (E-mail) \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号でみやき町ホームページ有料広告掲載可決定通知のあった広告掲載について、みやき町ホームページ有料広告掲載要領第14条2項の規定により、下記のとおり広告掲載の取下げを届け出ます。

### 記

1. 広告掲載の取下げ 年 月 日から（ 箇月間）

2. 広告掲載取下げの理由